第四十八条を第四十九条とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供）

第四十八条　前三条の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第四十五条第一項第四号中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、同条第三項及び第四十六条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、同条第三項第一号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と、前条第一項中「第二十三条第一項第四号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項第四号」と、同項第二号中「第二十一条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号」と、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第二十三条第三項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。